

建築基準法に基づく **中間検査** のお知らせ

奈良市

＝＝＝平成22年4月1日の確認申請分から適用＝＝＝

中間検査の対象となる建築物は、指定された工程（特定工程）に係る工事が完了したときに中間検査を受けなければなりません。
また、中間検査に合格しないと、その後の工事（特定工程後の工程）の施工ができません。
中間検査の実施についての概要は、以下のとおりです。

中間検査の実施概要

（詳しくは裏面の告示をご覧ください。）



1. 中間検査を行う区域

奈良市内全域

2. 中間検査を行う建築物

(1) 法規定のもの※1 階数が3以上の共同住宅（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造）

※1 建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物であっても、中間検査の適用除外はありません。

(2) 特定行政庁指定のもの（(1)に該当するものは除く。）

① 新築、増築又は改築の工事を行う部分が、延べ面積が50㎡を超える住宅（認証プレハブなどは除く。）

② 新築、増築又は改築の工事を行う部分が、地上3階以上又は延べ面積1,000㎡を超える特殊建築物※2

※2 建築基準法別表第一（い）欄（一）項から（四）項の用途に供する建築物

3. 特定工程（中間検査を行う工程）

裏面『3 指定する特定工程及び特定工程後の工程（い）特定工程※3』参照

※3 上記2(1)の法規定の共同住宅にあつては、ただし書きの規定がないので全ての工区に中間検査が必要となります。

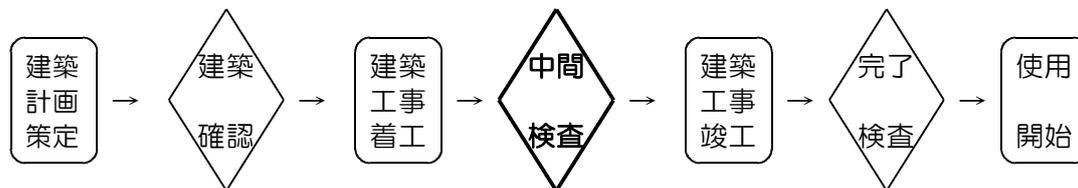


4. 特定工程後の工程（中間検査合格後しか施工できない工程）

裏面『3 指定する特定工程及び特定工程後の工程（う）特定工程後の工程』参照

5. 中間検査申請の手続き

建築主は、特定工程が完了した日から4日以内に中間検査の申請をしなければなりません。



構造計算適合性判定※4

※4 一定の高さ以上等の建築物（鉄骨造4階以上、鉄筋コンクリート造20m以上等）に適用

中間検査はできるだけ確認済証の交付を受けた機関(奈良市で確認済証の交付を受けた場合は奈良市へ、指定確認検査機関で確認済証の交付を受けた場合は指定確認検査機関)への申請をお願いします。

問い合わせ

奈良市都市整備部 まちづくり指導室

建築指導課 審査係 TEL 0742-34-4750 (ダイヤルイン)

(参考) 建築基準法第7条の3

建築主は、第6条第1項の規定による工事が次の各号のいずれかに該当する工程（以下「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。

- 一 階数が3以上である共同住宅の2階の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程
- 二 前号に掲げるもののほか、特定行政庁が、その地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限って指定する工程

奈良市告示第 68号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成22年4月1日から適用するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により公示します。

なお、平成19年奈良市告示第276号（建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定）は平成22年3月31日限り廃止し、同日以前に法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認の申請書の提出又は法第18条第2項の計画の通知がある建築物については、なお従前の例による。

平成22年2月19日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 中間検査を行う区域
奈良市全域
- 2 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模
 - (1) 中間検査を行う建築物は、平成22年4月1日以後に法第6条第1項の確認の申請書若しくは法第6条の2第1項の確認を受けるための書類の提出がある建築物又は法第18条第2項の計画の通知がある新築、増築若しくは改築工事を行う建築物とする。ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。
 - (ア) 法第85条の規定の適用を受ける建築物
 - (イ) 平成14年国土交通省告示第411号に規定する丸太組構法を用いた建築物
 - (ウ) 法第68条の1第1項の認証を受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物
 - (エ) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物
 - (2) 中間検査を行う建築物の新築、増築又は改築工事を行う部分の構造は、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造が混合したものとす。
 - (3) 中間検査を行う建築物の新築、増築又は改築工事を行う部分の用途又は規模は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (ア) 住宅（兼用住宅、長屋住宅及び共同住宅を含む。）の用途に供する建築物であって、延べ面積が50平方メートルを超えるもの
 - (イ) 法別表第一（イ）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供する建築物であって、延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの又は地階を除く階数が3以上のもの
- 3 指定する特定工程及び特定工程後の工程
次の表（あ）欄に掲げる構造に応じ、それぞれ同表（い）欄に掲げる工事を特定工程とし、それぞれ同表（う）欄に掲げる工事を特定工程後の工程とする。ただし、同表（い）欄に掲げる工事を2以上の工区に分けて施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。

	(あ) 構造	(い) 特定工程	(う) 特定工程後の工程
1	木造	屋根の小屋根組の工事（枠組壁工法の場合は、耐力壁の設置工事）	壁の外装工事又は内装工事
2	鉄骨造	2階の床版の取付け工事（平屋については、建方工事）	壁の外装工事又は内装工事
3	鉄筋コンクリート造	2階の床（平屋については、屋根床版）の配筋工事（2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取付け工事）	2階の床（平屋については、屋根床版）のコンクリート打設工事（2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取付け工事）
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床の配筋工事（2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取付け工事）	2階の床のコンクリート打設工事（2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取付け工事）
5	1から4に掲げる構造のうち2以上の構造にわたるもの	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は1に掲げる工事とし、それ以外の場合は1階部分の構造耐力上主要な軸組における主たる構造について2から4までに掲げる構造に応じそれぞれ（い）欄に掲げる工事	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は1に掲げる工事とし、それ以外の場合は1階部分の構造耐力上主要な軸組における主たる構造について2から4までに掲げる構造に応じそれぞれ（う）欄に掲げる工事

○中間検査等の料金（※は、中間検査を受けた建築物に係る完了検査の場合）

床面積（㎡）	30～100	100～200	200～500	500～1,000	1,000～2,000	2,000～5,000	5,000～10,000
中間検査料	16,000円	21,000円	31,000円	51,000円	69,000円	110,000円	160,000円
完了検査料	17,000円	23,000円	34,000円	54,000円	75,000円	130,000円	170,000円
完了検査料※	16,000円	21,000円	31,000円	48,000円	69,000円	120,000円	160,000円